

アフタースクール MiRAi Kids 津新町運営規程

(事業の目的)

第1条 アフタースクール MiRAi Kids 津新町（以下「事業者」という。）は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第2項に基づき、放課後児童健全育成事業を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業者は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働、傷病、介護等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として放課後児童健全育成事業における支援を行うものとする。

2 事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

4 前3項のほか、事業者は、児童福祉法、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）」及び「津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月26日津市条例第23号）」に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 放課後児童健全育成事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 アフタースクール MiRAi Kids 津新町

(2) 所在地 津市神戸159-4 カワイ第2ビル 2F

(職員の種類、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の種類、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 放課後児童支援員 3名（常勤職員1名、非常勤職員2名）

放課後児童支援員は、おおむね次の業務を行う。

- ア 児童の健康管理、出席確認をはじめとした安全の確保、情緒の安定を図ること。
 - イ 遊びや活動を通して自主性、社会性、創造性を培うこと。
 - ウ 児童が宿題・自習等の学習活動を自主的に行える環境を整え、必要な援助を行うこと。
 - エ 基本的な生活習慣についての援助、自立に向けた手助けを行うとともに、その力を身につけさせること。
 - オ 活動状況について家庭との日常的な連絡、情報交換を行うとともに、家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援を行うこと。
 - カ 児童虐待の早期発見に努め、児童虐待等により福祉的介入が必要とされるケースについては、児童相談所や保健所等の関係機関と連携して対応を図ること。
 - キ その他放課後等における児童の健全育成上必要な活動を行うこと。
- (2) 補助員 4名 (常勤職員 名、非常勤職員4名)

補助員は、放課後児童支援員が行う業務を補助する。

(開所日及び開所時間)

第5条 事業所の開所日及び開所時間は、次のとおりとする。

(1) 開所日

月曜日から金曜日が主な開所日とする。土曜日については、所定の曜日のみ開所日とする。ただし、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び祝日、お盆休み、年末年始(12/29-1/3)、年度末等施設が定める休日とする。(監督官庁等からの業務停止命令、非常災害時等が発生した場合は除く。)

(2) 開所時間

ア 小学校の授業日

午後13時00分から午後19時まで

イ 小学校の授業の休業日 (土曜日を除く。)

午前8時から午後19時まで

ウ 土曜日

午前8時から午後18時まで(イベント活動等の場合は開所時間が異なる)

- 2 事業者は、特に必要がると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、開所日に閉所し、若しくは開所日以外の日に開所し、又は開所時間を変更することができる。この場合、あらかじめ、保護者に周知するものとする。

(支援の内容)

第6条 事業所で行う支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 安全指導
- (2) 健康管理・衛生管理
- (3) 遊びの指導
- (4) 学び(学習)、各種活動(課外活動)の機会の確保
- (5) 生活指導(基本的生活習慣の習得の指導等)
- (6) 保護者に対する子育て支援
- (7) その他放課後等における児童の健全育成上必要な支援

(保護者が支払うべき額・会員資格等)

第7条 事業所が保護者から徴収する額(以下「保護者負担額」という。)は、
次頁に掲げる表の金額とする。

- 2 前項に規定する保護者負担額その他、イベントや行事の内容により、実費を徴収することがある。
- 3 保護者負担額及び前項の実費は、事業者が指定する日に、口座振替の方法により納付するものとする。
- 4 保護者負担額及び第3項の実費の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を、当該費用を支払った保護者に対し交付するものとする。
- 5 退会は、6ヵ月前までに退会届を事業者に提出するものとする。
- 6 超過料金とは、施設が定める利用可能時間を超えた場合の費用である。
- 7 滞納がある場合は、事業所もしくは顧問弁護士より督促を行う。再三の督促に従わない場合は、保護者に対し民事訴訟法に基づき支払督促の申し立てを行う。また児童においても退会とする。
- 8 津市放課後児童クラブ運営費補助金交付要綱内に定める「ひとり親家庭利用料支援」の条件を満たす場合、ひとり親家庭利用料支援額を上限として、会費を減額するものとする。

1 通年コース年会費

コース	会費
入会時・初年度のみ	20,000 円
継続更新費・2 年目以降	10,000 円
損害保険料(年度毎)	1,500 円
施設利用料(年度毎)	2,000 円

※当法人の卒園児様は入会金無料です。

※毎年4月にお預かり、月割、日割りなどはありません。

※損害保険料は、クラブでの万が一のケガや事故に備え、発生する費用です。(全員加入必須)

2 通年コース

コース	基本月会費	日額	長期休暇中の追加利用 延長料金Ⅱ	午前授業 (長期休暇以外) 延長料金Ⅲ	昼食 (希望者のみ)
			8:00~13:00	13:00までの利用	
レギュラーコース(週5日)	35,000 円	-	1,000 円/日	1,000 円/日	定額制
ショートコース(週3日)	20,000 円	-	-	-	-

※会費等は、年間で発生する人件費やその他費用を逆算して運営しているため、休会や退会にはルールがございます。

※長期休暇中の8時~13時を追加する場合は、基本月会費に8時~13時を追加日数分と加算して月会費といたします。

1、3、4、7、8、12月の料金が該当します。

※午前授業などにより、13:00以前より利用する場合は1,000円/日の利用料が加算されます。

※休会費は月額5,000円です。休会期間中に一日でも利用した場合はその該当月は通常料金となります。

※日々の習い事代の費用は含まれています。休会期間は最大1か月です。休会にかかる日割り計算などは行いません。

※第二子以降は入会金不要です。第二子以降、月会費より-20,000円/人となります。(ショートコースは-5,000円/人)

※原則年間契約となりますので、6か月未満の解約はできません。退会は6ヶ月前までに必ずお申し出ください。

※法人内職員の児童が入会する場合は、福利厚生として特別価格で利用することが可能。

3 長期休暇コース(夏休み、冬休み、春休みのみ)

コース	年度登録料	1日利用料
長期休暇コース	10,000 円	3,000 円/日 (8:00-18:00)

※長期休暇コースのみのお申し込みの場合、年会費はありません。

※休暇期間は、教育委員会が定める日とします。社会情勢等により日程が変動する可能性がございます。

※利用される場合は、45日までに所定の申込フォームより回答してください。後日個別で連絡させていただきます。

※お子様の発達状況や利用内容によってはお断りさせていただく場合がございます。

※長期休暇利用コースの方は全て前払い制となります。所定の決済システムにてお支払いいただきます。

4 延長料金

コース	延長料金Ⅰ	延長料金Ⅰ
	(会員)	(非会員)
時間外延長(18:00-19:00)	800 円/30 分	800 円/30 分
超過料金	800 円/15 分	800 円/15 分

※システムにて料金を算出されているため、1分でも過ぎた場合は延長料金の対象となります。

年間事業計画により、延長保育が無い日や、時間短縮の日がございます。ご利用の際は事前に利用可能時間をご確認ください。

※事業者が定める所定の時間を超過した際は、800円/15分となります。十分お気をつけください。

※こちらの内容は将来的に変更が生じるため、詳しくは総合利用ガイドをご確認ください。

(利用定員)

第8条 事業所の利用定員は、60名とする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、新町小学校、修成小学校、神戸小学校の児童を主な対象とする。西が丘小学校、安東小学校、三重大学教育学部附属小学校の児童については、主な対象校の利用状況を踏まえて受け入れを行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第10条 事業者は、職員の資質の向上のために研修の機会を設けるものとする。また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

2 事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況に関する諸帳簿を整備し、市が定める期間、保存するものとする。

3 運営に関する詳細な事項は別に定める「利用約款」、「総合利用ガイド」等に基づくものとする。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。